

第6期障害福祉計画の成果目標の実績及び 第7期障害福祉計画の成果目標について

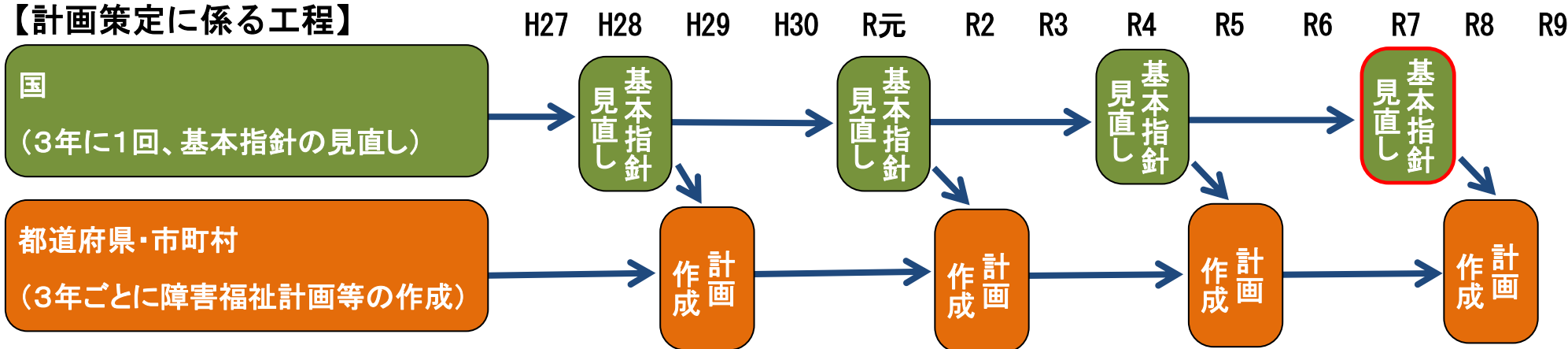
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。
- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児支援計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

<今後のスケジュール(想定)>

- 令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)
- 令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施
- 令和9年度 計画実施(～令和11年度)

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

1-1. 第6期計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

【施設入所者の削減】

・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

・退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

・令和5年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定

【精神病床における早期退院率】

・入院後の退院率 3ヶ月:69%以上、6か月:86%以上、1年:92%以上

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 ・年1回以上、運用状況を検証及び検討

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上

・うち、就労移行支援事業における移行実績は1.30倍以上、就労継続支援A型事業における移行実績は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業における移行実績は概ね1.23倍以上

【職場定着率の増加】

・就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域での設置も可)
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標】

・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

・各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での確保も可)

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)

⑥相談支援体制の充実・強化等

・各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

1-2. 成果目標と実績(速報値)

■ 目標の実績について ※以下の表内における「目標」は、国が示した目標値を記載

1. 施設入所者の地域生活への移行

■ 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値1】 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

当初目標
※1

令和元年度末の入 所者数(人) (A)	地域生活移行				
	地域生活 移行者数(人) (B)	地域生活移行率			
		【目標値1】	【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県	
121,138 ※2	6,287 ※2	6%以上	5.2%	25	

※2 当初目標作成時に、令和元年度末の入所者数を設定していなかった自治体を除いて算出。

実績

令和元年度末の入 所者数(人) (A)	地域生活移行				
	地域生活 移行者数(人) (B)	地域生活移行率			
		【目標値1】	【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満たす 都道府県	
125,878 ※3	5,837 ※3	6%以上	4.6%	10	

※3 実績を未提出の1県を除外して算出

(分析)

- 地域移行者数は、目標を若干下回っているが、取り組みは着実に進んでいる。(令和2年度：1,585人、令和3年度：1,386人、令和4年度：1,458人、令和5年度：1,408人)
- 施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

1. 施設入所者の地域生活への移行

■令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値2】 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

当初目標
※1

令和元年度末の 入所者数(人) (A)	施設入所者数の削減				
	令和5年度末の入 所者数(人) (C)	削減目標 (人) (D=A-C)	削減率		
			【目標値2】	【集計値2】 (D)/(A)	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県
115,709 ※2	112,992 ※2	2,717	1.6%以上	2.3%	34

※2 当初目標作成時に、令和5年度末の入所者数の目標を設定していなかった自治体を除いて算出。

実績

令和元年度末の 入所者数(人) (A)	施設入所者数の削減				
	令和5年度末の入 所者数(人)	削減実績 (人) (E)	削減率		
			【目標値2】	【集計値2】 (E)/(A)	基本指針を満たす都道府県
125,878 ※3	122,979 ※3	2,899	1.6%以上	2.3%	30

※3 実績を未提出の1県を除外して算出

(分析)

○ 削減率について、国の基本指針で設定した目標を上回り、自治体が設定した目標どおりの結果となっており、取り組みは着実に進んでいる。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数に関する目標値

【目標値1】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均:316日以上

当初目標
※1

地域における平均生活日数の平均	
【目標値1】	基本指針を満たす目標値を設定している都道府県
316日以上	44

実績

地域における平均生活日数の平均	
【目標値1】	基本指針を満たす都道府県
316日以上	42 ※2

※2 基準を満たしているか否かは令和4年度の実績(NDBデータ)を用いて判断している(令和5年度実績は集計中)。

(分析)

- 現在把握可能な令和4年度の実績では、平均321.9日であり、42都道府県が目標値を満たしている状況である。なお、計画期間中に一度も目標値を満たせなかった自治体は3県である。
- 本指標は、精神障害者等が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制の整備を計画的に推進する観点で、医療計画と共通で整備状況を見る指標として設定されたものであり、引き続き、第8次医療計画(2024年度～2029年度)との整合を図りながら、評価していく必要がある。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値2】 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数

当初目標

長期入院者数	
令和5年度末 【目標値2】	令和5年度末 【集計値2 計】
10.6 ～ 12.3万人	13.7万人

実績

長期入院者数	
令和5年度末 【目標値2】	令和5年度 【集計値2 計】
10.6 ～ 12.3万人	15.6万人 ※2

※2 データは令和5年度の630調査を用いている

(分析)

- 本数値目標は、地域精神保健医療福祉の基盤整備を進めることで、1年以上長期入院者のうち一定数は地域生活への移行が可能となるという観点で、医療計画と共通で移行状況を見る指標として設定されたものである。
- 目標値は満たしていないが、平成30年17.2万人であったものが令和5年は15.6万人で減少傾向にあり、引き続き、本指標に基づき評価を行う必要がある。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値3】 入院後の退院率 3か月:69%以上、6か月:86%以上、1年:92%以上

当初目標
※1

入院後の退院率					
入院後3か月時点の退院率		入院後6か月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
【目標値3】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県
69%以上	45	86%以上	44	92%以上	44

実績

入院後の退院率					
入院後3か月時点の退院率		入院後6か月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
【目標値3】	基本指針を満たす都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす都道府県
69%以上	7 ※2	86%以上	1 ※2	92%以上	1 ※2

※2 基準を満たしているか否かは令和4年度の実績(NDBデータ)を用いて判断している(令和5年度実績は集計中)。

(分析)

- 入院後の退院率はいずれの時点も目標値に達していない。目標値を満たしている都道府県は、入院後3か月時点で7都県、入院後6か月時点で1県、入院後1年時点で1県である。
- 第6期の目標値には到達しておらず、都道府県間のばらつきも多いことから、引き続き、早期退院が可能となるよう、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、本指標に基づき評価を行う必要がある。なお、本指標は平成28年時点の上位10%の都道府県の水準を目標とし、43都道府県が基本指針を満たす水準を設定しているが、目標設定の考え方については今後、見直しが必要。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

3. 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

【目標値1】 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

当初目標
※1

地域生活拠点数	
令和5年度末 【目標値1】	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県 ※2
各市町村 又は各圏域に 少なくとも1つ	39

実績

地域生活拠点数		
令和5年度末 【目標値1】	基本指針を 満たす都道府県 ※2	(参考値) 拠点を整備している 市町村(圏域での整 備も含む)
各市町村 又は各圏域に 少なくとも1つ	8 (26) ※3	1,195

※2 「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」とは、その管内のすべての市町村で少なくとも1つの拠点が整備されていることを目標値として設定している都道府県を指す(圏域での整備も含む)。

※3 かつこ内の数値は管内の7割以上の市町村で少なくとも1つの拠点が整備されている都道府県を指す。

(分析)

○ 令和5年度末において、地域生活支援拠点等を1つ以上整備した自治体は1,741市町村の内、1,195市町村となっており年々増加している。

一方で、都市部に比べて人口規模の小さい自治体での整備が進んでおらず、都道府県単位で見ると未達成が多い状況となっている。

※ 地域生活支援拠点等を整備した市町村数は、994市町村(令和3年度末)、1,079市町村(令和4年度末)と推移。

※ 50万人以上の自治体の地域生活支援拠点等の整備率91.2%に対して、1万人未満の自治体の整備率は59.4%となっている。

(障害福祉課調べ令和6年4月1日時点)

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

3. 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

【目標値2】 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

当初目標
※1

運用状況の検証及び検討					
令和3年度		令和4年度		令和5年度	
【目標値2】	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県 ※2	【目標値2】	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県 ※2	【目標値2】	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県 ※2
拠点毎に 年1回以上	22	拠点毎に 年1回以上	24	拠点毎に 年1回以上	38

実績

運用状況の検証及び検討					
令和3年度		令和4年度		令和5年度	
基本指針を満たす 都道府県 ※2	【参考値】 基本指針を満たす 市町村 ※3	基本指針を満たす 都道府県 ※2	【参考値】 基本指針を満たす 市町村 ※3	基本指針を満たす 都道府県 ※2	【参考値】 基本指針を満たす 市町村 ※3
3 (11) ※4	582	3 (19) ※4	649	3 (15) ※4	769

※2 「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」とは、その管内の市町村ですでに整備されている拠点のすべてにおいて年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されていることを目標値として設定している都道府県を指す。

※3 「基本指針を満たす市町村」とは、その市町村またはその市町村の属する圏域において整備されている拠点において年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されている市町村を指す。

※4 かっこ内の数値は管内の市町村に整備されている拠点の7割以上で年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されている都道府県数を指す。

(分析)

○ 基本指針を満たす都道府県は横ばいだが、運用状況の検証及び検討を行った市町村は増加している。

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

4. 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値1】 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上

【目標値2】 うち、就労移行支援事業における一般就労への移行実績：1.30倍以上

【目標値3】 うち、就労継続支援A型事業における一般就労への移行実績：概ね1.26倍以上

【目標値4】 うち、就労継続支援B型事業における一般就労への移行実績：概ね1.23倍以上

当初目標
※1

	令和元年度の一般就労移行者数(人) (A)	令和5年度の一般就労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
			【目標値1～4】	【集計値】 (B)/(A)	基本指針を満たす 目標値を設定している都道府県
全体	19,050	24,952	【目標値1】 1.27倍以上	1.31	45
うち就労移行支援事業	11,372	15,235	【目標値2】 1.30倍以上	1.34	41
うち就労継続支援A型事業	2,943	3,975	【目標値3】 概ね1.26倍以上	1.35	43
うち就労継続支援B型事業	3,466	4,478	【目標値4】 概ね1.23倍以上	1.29	40

実績

	令和元年度の一般就労移行者数(人) (A)	令和5年度の一般就労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
			【目標値1～4】	【集計値】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県
全体	20,497	25,308	【目標値1】 1.27倍以上	1.23	14
うち就労移行支援事業	12,746	14,920	【目標値2】 1.30倍以上	1.17	12
うち就労継続支援A型事業	3,017	4,426	【目標値3】 概ね1.26倍以上	1.47	30
うち就労継続支援B型事業	3,556	4,355	【目標値4】 概ね1.23倍以上	1.22	22

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

(分析)

- 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行した者の数は、令和元年度から令和5年度にかけて全体的に増加しているが、令和元年度からの一般就労移行比率1.27倍以上という目標を少し下回る結果となった。なお、就労継続支援A型事業は、一般就労移行比率が1.47倍となっており、概ね1.26倍以上という目標数値を上回っている。
- 全体として目標を下回った理由として、本計画を作成した時点よりも最終的な令和元年度の一般就労移行者数の実績が上回ったため、結果として、令和元年度と比べた令和5年度の一般就労移行比率の実績が下がったことが考えられるが、実数としてみると、全体の一般就労移行者数は目標値を上回った。(令和2年度:18,599人、令和3年度:21,380人、令和4年度:24,426人)

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

4. 福祉施設から一般就労への移行

■障害者の一般就労への定着に関する目標値

【目標値5】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

当初目標
※1

就労定着支援利用率(令和5年度)		
【目標値5】	全国平均	基本指針を満たす目標値を設定している都道府県
70%	70%	40

実績

就労定着支援利用率(令和5年度)		
【目標値5】	全国平均	基本指針を満たす都道府県
70%	37.6%	4

(分析)

- 全国平均で見た場合の令和5年度の就労定着支援利用率は37.6%であり、目標値の70%を下回っているが、過去2年間と比べると増加傾向にある(令和3年度:36.0%、令和4年度37.3%)。
- また、就労系障害福祉サービスを経て一般就労をした後に定着に向けて受けられる支援は、就労定着支援のほか、ジョブコーチや障害者就業・生活支援センターが実施する雇用施策等によるものもある。その中で、就労定着支援の利用率は、年々増加し、約4割となっており、一定程度の事業の普及が図られてきていると捉えられる。

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

4. 福祉施設から一般就労への移行

■障害者の一般就労への定着に関する目標値

【目標値6】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

※就労定着率・・・前年度末時点において就労が継続している者の総数／過去3年間の就労定着支援の総利用者数

当初目標
※1

就労定着率が8割以上の事業所の割合（令和5年度）			
	【目標値6】	全国平均	基本指針を満たす目標値を設定している都道府県
	70%	73.3%	46

実績

就労定着率が8割以上の事業所の割合（令和5年度）			
	【目標値6】	全国平均	基本指針を満たす都道府県
	70%	64.4%	20

（分析）

○ 直近の実績を含め、就労定着率が8割以上の事業所の割合については目標値の70%を若干下回っており、更なる取組が求められる。

※ 就労定着率が8割以上の事業所の割合は、令和3年度：68.8%、令和4年度：66.7%、令和5年度：64.4%。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

6. 相談支援体制の充実・強化等

【目標値1】 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施、及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

当初目標
※1

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の 相談支援体制の強化を実施する体制を確保	
【目標値1】	基本指針を満たす目標値 を設定している都道府県 ※2
各市町村または 各圏域で体制確保	34

実績

総合的・専門的な相談支援の実施及び 地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保		
基本指針を満たす 都道府県 ※2	【参考1】 管内7割以上の市町村が 基本指針を満たしている 都道府県	【参考2】 基本指針を満たす市町村
7	34	1,280

※2 この項目での「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」とは、管内の市町村すべてにおいて体制が確保されていることを目標値として設定している都道府県を指す。

(分析)

- 本成果目標を達成している自治体は年々増加しており、相談支援体制の強化に向けた取り組みは着実に進んでいるといえる。一方、都道府県単位でみると多くが未達成の状況である。この点、基幹相談支援センターの設置率は、都市部に比べて人口規模の小さい自治体が低い状況であり、本成果目標の達成状況においても、同様の傾向がみられたと考えられる。
 - 1. 本成果目標を達成している市町村数は、以下のとおり。
 - 【令和3年度末】1,183市町村（全市町村のうち68.7%）
 - 【令和4年度末】1,234市町村（全市町村のうち71.6%）
 - 【令和5年度末】1,280市町村（全市町村のうち73.5%）
 - 2. 「総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保」とは、基幹相談支援センターの設置を主に想定。
 - 3. 基幹相談支援センターの設置率は、50万人以上の自治体は91.4%であるが、1万人未満の自治体では43.6%の状況。（障害福祉課調べ 令和6年4月1日時点）

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

1. 第6期障害福祉計画の成果目標と実績について

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値1】 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

当初目標
※1

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	
【目標値1】	基本指針を満たす目標値を設定している都道府県※2
各都道府県で体制確保	30

実績

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	
【目標値1】	基本指針を満たす都道府県※2
各都道府県で体制確保	29

※2 この項目での「基本指針を満たす都道府県」とは都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修などに市町村職員が参加しており、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有や指導監査結果の関係市町村との共有ができる体制のある都道府県を指す。

(分析)

- おおむね目標通りの実績となった。
- 都道府県の実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加のない自治体は5、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有できる体制がない都道府県は12で、監査結果を共有できる体制のない都道府県は7であったが、令和3年度実績（それぞれ6、15、10）と比較すると改善が見られた。

※1 本資料に記載の当初目標はいずれも第118回社会保障審議会障害者部会において示したもの

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

2-1. 第7期計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、3年を1期として定めることとしており、令和6年度から令和8年度を計画期間とした第7期障害福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。
- 障害福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労等に関する成果目標を定めている。

※【目標値】国の基本指針で定める成果目標

※【集計値】都道府県が設定した目標値を集計したもの

2-1. 第7期計画の成果目標(速報値)

1. 施設入所者の地域生活への移行

■ 令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値1】 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

【目標値2】 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

令和4年度末 の入所者数 (人) (A)	地域生活移行				施設入所者数の削減				
	地域生活 移行者数 (人) (B)	地域生活移行率			令和8年度末 の入所者数 (人) (C)	削減目標 (人) (D = A-C)	削減率		
		【目標値1】	【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満 たす目標値を 設定している 都道府県			【目標値2】	【集計値2】 (D)/(A)	基本指針を満 たす目標値を設 定している都道 府県
124,890 (112,792)	6,932	6%以上	5.6%	26	108,544	4,248	5%以上	3.8%	20

※A欄のカッコ内の数字は、令和8年度末の「入所者数」を設定していない4県の入所者数を除いた値

※D欄の削減目標の数字は、A欄のカッコ内の数字からC欄の数字を引いた値

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数に関する目標値

【目標値1】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均:325.3日以上

地域における平均生活日数の平均	
【目標値1】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県
325.3日以上	43※

※1県は未設定

■入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値2】 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数

【目標値3】 入院後の退院率 3か月:68.9%以上、6か月:84.5%以上、1年:91.0%以上

長期入院者数	入院後の退院率					
	入院後3か月時点の退院率		入院後6か月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
	【目標値3】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県
令和8年度末 【目標値2】 (集計値)計						
13.4万人※	68.9%以上	44	84.5%以上	44	91.0%以上	44

※2県は具体的な数値を未設定

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

3. 地域生活支援への充実

■ 地域生活支援への充実に関する目標値

【目標値1】地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討

地域生活支援拠点等の連携体制の構築			
【目標値1】	地域生活支援拠点等の整備	コーディネーターの配置	年1回以上の運用状況の検証及び検討
基本指針を満たす目標値を設定している都道府県 ※	47	40	47

※ 「基本指針を満たす都道府県」とは、各年度末までに「その管内のすべての市町村で地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）すること」、「その管内のすべての市町村でコーディネーターを配置（複数市町村による共同整備を含む）すること」又は「その管内に整備されている拠点のすべてにおいて年1回以上運用状況の検証及び検討を実施すること」を目標として設定している都道府県を指す。

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

3. 地域生活支援への充実

■地域生活支援への充実に関する目標値

【目標値2】強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズ把握、支援体制の整備

強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備

【目標値2】	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県 ※1	基本指針を満たす 目標値を設定して いる市町村	【目標値2】	基本指針を満たす 目標値を設定して いる都道府県 ※1	基本指針を満たす 目標値を設定して いる市町村
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握	26 ※2	1,349	強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	27 ※3	1,312

※1 「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」とは、令和8年度末までに管内のすべての市町村において状況や支援ニーズを把握することや支援体制を整備（圏域での把握や整備も含む）することを目標値として設定している都道府県を指す。

※2 状況や支援ニーズの把握について4県では目標値が設定されていない。

※3 支援体制の整備について4県では目標値が設定されていない。

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

4. 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値1】 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

【目標値2】 うち、就労移行支援事業における一般就労への移行実績：1.31倍以上

【目標値3】 うち、就労継続支援A型事業における一般就労への移行実績：概ね1.29倍以上

【目標値4】 うち、就労継続支援B型事業における一般就労への移行実績：概ね1.28倍以上

	令和3年度の一般就労 移行者数(人) (A)	令和8年度の一般就 労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
			【目標値1～4】	【集計値】 (B)/(A)	基本指針を満たす 目標値を設定している 都道府県
全体	21,780	29,342	1.28倍以上	1.35	45
うち就労移行支援事業	13,536※	18,426※	1.31倍以上	1.36	44※
うち就労継続支援A型事業	3,294※	4,695※	概ね1.29倍以上	1.43	39※
うち就労継続支援B型事業	3,402※	4,763※	概ね1.28倍以上	1.40	42※

※ 1県は数値を未設定

■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることの目標値

【目標値5】 令和8年度一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

【目標値5】	全国平均	基本指針を満たす目標値 を設定している都道府県
5割以上	50.3%	44 ※

※ 1県は数値を未設定

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

4. 福祉施設から一般就労への移行

■障害者の一般就労への定着に関する目標値

【目標値6】 就労定着支援事業については令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上

【目標値7】 就労定着支援事業利用終了後一定期間(※1)の就労定着率(※2)が7割以上となる就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とする

令和3年度の就労定着支援事業における利用者数(人)(A)	令和8年度の就労定着支援事業における利用者数(人)(B)	就労定着支援事業の利用者数			就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合		
		【目標値6】	【集計値】(B)/(A)	基本指針を満たす目標値を設定している都道府県	【目標値7】	全国平均	基本指針を満たす目標値を設定している都道府県
16,332	25,070	1.41倍以上	1.54	41	2割5分以上	31.1%	45 ※3

※1 3年6か月以上6年6か月未満

※2 就労定着率:前年度において3年6か月以上6年6か月未満就労が継続している者の総数／過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者の総数

※3 1県は数値を未設定。

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

5. 相談支援体制の充実・強化等

- 【目標値1】 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
- 【目標値2】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保

【目標値1】 基幹相談支援センターを設置するとともに、 基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	
基本指針を満たす目標値を 設定している都道府県 ※1	基本指針を満たす目標値を 設定している市町村
36 ※2	1,592

※1 「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」とは、令和8年度末までに管内のすべての市町村において基幹相談支援センターが国が示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標値として設定している都道府県を指す。

※2 1県は目標を設定していない。

【目標値2】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う 取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保	
基本指針を満たす目標値を 設定している都道府県 ※3	基本指針を満たす目標値を 設定している市町村
34 ※4	1,483

※3 「基本指針を満たす目標値を設定している都道府県」とは、令和8年度末までに管内のすべての市町村において地域サービス基盤の開発・改善等の取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを目標値として設定している都道府県を指す。

※4 2県は目標を設定していない。

2. 第7期障害福祉計画の目標集計について

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築

【目標値1】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

【目標値2】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【目標値3】 指導監査結果の関係市町村との共有

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築					
【目標値1】	基本指針を満たす 都道府県	【目標値2】	基本指針を満たす 都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす 都道府県
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	37	障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	32	指導監査結果の関係市町村との共有	43